平成２１年（フ）第２８８号
岡山県笠岡市富岡208番地６藤沢アパートＤ号室
債務者　奥野順一郎
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
岩手県一関市大東町大原字上ノ洞２番地８
債務者　佐藤　由香
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１４９号
秋田県湯沢市若葉町１番27―４号Ｄ棟
債務者　大沼千賀子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第２３５号
新潟市西区みずき野２丁目６番24号　ヴィラしらとり102号
破産者　佐藤　秀彰
1　主文　当裁判所が平成21年６月３日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「新潟市西区みずき野２丁目６番24号ビィラしらとり102号」とあるを「新潟市西区みずき野２丁目６番24号　ヴィラしらとり102号」と更正する。
2　決定年月日　平成21年７月30日
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３号
長野県飯田市中村389番地２　茂都計橋ハイツＤ号
破産者　松永真里子（旧姓渡辺）
1　主文　当裁判所が平成21年５月19日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「松永真理子（旧姓渡辺）」とあるを「松永真里子（旧姓渡辺）」と更正する。
2　決定年月日　平成21年８月21日
長野地方裁判所飯田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第９４０号
岩手県紫波郡紫波町西長岡字雷22番地１
破産者　阿部　　守
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第９１号
長野県飯田市上郷黒田690番地10
破産者　北原　星子
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第２３号
長野県飯田市松尾久井2273番地
破産者　伊藤　洋子
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２０年（フ）第５５号
京都府綾部市宮代町明知22番地の17
破産者　スナック涼こと　坂根　　昇
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２０年（フ）第４８９９号
大阪市北区菅原町２番６―501号
破産者　前岩　清嗣
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１号
広島県三原市明神１丁目12番16号
破産者　梅崎恵美子
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２０年（フ）第８３８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵468番地３―13―607号
破産者　吉成　文雄
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１１９１号
福岡県福津市中央２丁目20番10―207号
破産者　福島　朋子
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２５９６号
福岡市早良区田隈３丁目13番１号、開始決定時の住所福岡市早良区野芥５丁目８番43号
破産者　美装苑こと　増田　　亨
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２８６０号
福岡市城南区田島４丁目14番24―204号
破産者　鬼丸　雄治
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２０７号
富山市茶屋町585―２　マリンパレスパートⅡ105、住民票上の住所富山市古沢226番地１
破産者　島倉　　隆
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５号
香川県丸亀市垂水町1324番地３
破産者　田所　里美
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部